

(案)

健発 第 号  
平成23年 月 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

## 生活衛生営業経営指導員の公募の促進について

生活衛生営業経営指導員（以下「経営指導員」という。）については、「生活衛生営業経営指導員制度について」（昭和49年4月11日環衛発第68号厚生省環境衛生局長通知）の別紙「生活衛生営業経営指導員設置要綱」に基づき配置していただいているところですが、平成22年6月10日に開催された行政事業レビュー公開プロセス及び平成22年11月15日に開催された行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、経営指導員の過半数が都道府県OBであることが問題視されたところです。

また、国家公務員退職者が所管法人へ再就職することについても国民から厳しい批判を受けていることを踏まえると、都道府県退職者が経営指導員へ再就職することになった場合は、その人件費が国と都道府県からの補助金を財源としていることから、十分に国民の理解が得られる方法で採用がなされることが必要であると考えます。

については、新たに経営指導員を採用する場合には、経営指導員に求められる役割に照らし、専門知識、業務経験を公平公正に評価した公募による採用を実施いただくなど都道府県生活衛生営業指導センターの適正な運営に資する採用が実施されますよう同センターに対する指導方お願いします。

# (参考) 経営指導員の主要経歴及び相談指導顧問の設置状況

平成22年6月10日  
行政事業レビュー  
公開プロセス資料

平成21年4月1日現在

	経営指導員 人数	主要経歴					相談指導顧問の有無(平成20年度)			
		都道府県	日本公庫	民間金融機関	商工会議所	その他	税理士	中小企業診断士	弁護士	社会保険労務士
1 北海道	3	2	1				○	○		
2 青森県	3	2								1
3 岩手県	2	1			1		○	○		
4 宮城県	3	3					○	○		
5 秋田県	3	3								
6 山形県	2	1			1					
7 福島県	3	2							1	
8 茨城県	3	2					○			1
9 栃木県	3	2	1				○		○	
10 群馬県	3	1	1					○		1
11 埼玉県	3	2								1
12 千葉県	3	3								
13 東京都	4	3							○	
14 神奈川県	4	2	2				○			
15 新潟県	3	1			2					
16 富山県	3	3					○	○		
17 石川県	3	3					○	○		
18 福井県	3	3								
19 山梨県	2	2					○			
20 長野県	3	2	1				○	○	○	
21 岐阜県	3	3					○			
22 静岡県	3	2	1							
23 愛知県	3	1	2				○			
24 三重県	3	2	1					○		
25 滋賀県	3	1			1		○		○	1
26 京都府	3	1					○		○	2
27 大阪府	3	2	1				○			
28 兵庫県	3	2	1						○	
29 奈良県	3	3					○	○	○	
30 和歌山県	3	2			1		○	○		
31 鳥取県	3	2			1					
32 島根県	3	2	1							
33 岡山県	3	3						○		
34 広島県	3	3								
35 山口県	2	2								
36 徳島県	3	1	1		1		○			
37 香川県	2	2						○		
38 愛媛県	2	1	1							
39 高知県	3	2	1				○			
40 福岡県	4	3	1						○	
41 佐賀県	2	1	1					○		
42 長崎県	2	2						○	○	
43 熊本県	3	2						○	○	
44 大分県	2	1	1							
45 宮崎県	4	3	1				○		○	
46 鹿児島県	3	2	1					○		
47 沖縄県	3						○	○	○	3
合計	136	94	21	8	4	9	21	17	12	1

○ 経営指導員のうち都道府県庁出身者については通例として衛生関係の経歴を有しており、これに金融機関出身者の経営指導員、又は税理士、中小企業診断士等の相談顧問を組み合わせて経営指導に対応している。

○ 経営指導員が県庁出身者のみであり、税理士、中小企業診断士等の顧問もないところは5県のみである。

○ 全国生活衛生営業指導センターで、経営指導員への融資関係、衛生関係等の研修を行い、資質の向上を図っている。

※厚生労働省健康局生活衛生課調べ

(案)

健衛発 第 号  
平成23年 月 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

生活衛生営業経営指導員の公募の促進等について

生活衛生営業経営指導員（以下「経営指導員」という。）の採用に当たっての公募の促進については、「生活衛生営業経営指導員の公募の促進について」（平成23年 月 日 健 発第 号厚生労働省健康局長通知）により各都道府県知事あて通知しましたので、よろしくお取り計らい願います。

なお、経営指導員の配置状況（H22.4現在及びH23.4現在）を把握させていただきたいので、別紙様式に必要事項を記入いただき、平成23年4月11日（月）までに提出願います。

提出先：厚生労働省健康局生活衛生課指導係 行

FAX:03-3501-9554

都道府県名

担当者名

電話番号

## 経営指導員の配置状況 (H22.4月現在)

	都道府県センターでの役職	主要経歴	採用方法	最終職歴	資格1	資格2	備考
1							
2							
3							
4							

## 経営指導員の配置状況 (H23.4月現在)

	都道府県センターでの役職	主要経歴	採用方法	最終職歴	資格1	資格2	備考
1							
2							
3							
4							

(記入要領)

## ○主要経歴欄について

都道府県、日本公庫、民間金融機関、商工会議所、その他のうち該当するものを記入してください。

なお、その他の場合は、( )書きで主要な経歴を記入してください。

## ○採用方法欄について

主要経歴欄が都道府県となっている方については、公募、非公募のうち該当するものを記入してください。

## ○最終職歴欄について

主要経歴欄が都道府県となっている方については、部局課室及び役職名を記入してください。

## ○資格1欄について

「生活衛生営業経営指導員制度について」(昭和49年4月11日環衛第68号)の別紙「生活衛生営業経営指導員設置要綱」の第五資格の1~5のうち該当する番号を記入してください。

- 1 公認会計士、会計士補、計理士、税理士、中小企業診断士の資格を有するものであること。
- 2 大学卒業者であって、生活衛生営業の指導又は経営の実務に最近5年のうち2年以上従事した経験を有するものであること。
- 3 短期大学(専門学校、旧制高校を含む。)卒業者であって、生活衛生営業の指導又は経営の実務に最近5年のうち3年以上従事した経験を有するものであること。

- 4 生活衛生営業の指導又は経営の実務に最近5年以上従事した者であって都道府県知事が適当と認めたものであること。
- 5 1から4に規定するものと同等以上の経験、能力を有するものであって、都道府県知事が適当と認めたものであること。

## ○資格2欄について

公認会計士、税理士、中小企業診断士、医師、獣医師、歯科医師、保健師等その方が有している資格を記入してください。